

外部理事の選定に関するガイドライン

公益社団法人日本カーリング協会

公益社団法人日本カーリング協会（以下「当協会」という。）において、役員選考規程に基づき外部理事候補を選考する場合において、以下のガイドラインを定める。

第1条（定義）

外部理事とは、最初の就任時点で、以下の①乃至③のいずれにも該当しない者を指す。

①当協会と下記の緊密な関係がある者

ア 過去4年間の間に当協会の役職員であった者

イ 当協会と加盟、所属関係等にある都道府県協会等の役職者である者

ウ 当協会の役員又は幹部職員の親族（4親等以内）である者

② カーリング競技における我が国の代表選手として国際競技大会への出場経験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

③ 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、カーリング競技の指導者として特に高い指導実績を有している者

第2条（外部理事の任用）

外部理事の任用については、スポーツ庁が定めるスポーツ団体ガバナンスコードに従い、一定の人数を置くよう努める。

第3条（外部理事の選考）

定時社員総会において役員（外部理事を含む）を選考する場合には、理事会または役員選考委員会において外部理事候補者を選考するものとする。役員選考委員会が外部理事候補者を選考する場合、役員選考委員会は、社員に対して外部理事候補者となる者を提出するよう求め、その者の中から選考することができる。

2 外部理事が任期途中で辞任また解任等したことで、新たに外部理事を選任する必要が生じた場合には、理事会が推薦した者を外部理事候補者とし、社員総会で外部理事を選考することができる。なお、監事の異議があった場合にはその限りでない。

第4条（変更）

本ガイドラインの改廃については、本協会理事会の決議によるものとする。

令和5年3月13日制定 同日施行